

令和 6 年度第 1 回放課後子ども総合プラン推進委員会

日時：令和 6 年 6 月 10 日（月）9 時 30 分～11 時 28 分

場所：神戸市役所 1 号館 24 階 1247 会議室

1. 開会

●事務局

(1) 委員紹介

2. 議事

(1) 次期「神戸市子ども・子育て支援事業計画」について

●事務局

資料 2、資料 3 により説明。（省略）

(2) 次期「神戸市子ども・子育て支援事業計画」について

【次期計画に盛り込む項目（案）】

●事務局

資料 4 により説明。（省略）

【学童保育の量の見込み・実施場所の確保対策】

●事務局

資料 5 により説明。（省略）

○委員

- ・急増する学童保育ニーズに対応するため、小学校以外で早期に場所を確保することが困難な理由を知りたい。地域の民間が運営しているこども園や幼稚園といった場所でも確保していくことも有効と考える。

●事務局

- ・国の方針として小学校等の施設を第一優先に今後の拡充に備えたとあることから、まずは学校を活用したい。

●事務局

- ・こども園や保育所等で子どもが減った後、その施設を活用したらよいという意見もあるが、使い方や必要面積等で一定の制約があるため難しいと考えている。
- ・学童保育は児童館を中心に行っているが、限られたスペースのため、学校内に学童保育コーナーを建設して場所の確保を行ってきた。学校では支援の必要な子ど

もが増える等により、少人数クラスも増加しているため、学校外の施設でも整備を進めてきたが、スペースが限られること、子どもの声や迎える車の問題等があり、学校外での確保は困難な状況。学校内は運動場や多目的室等の設備もあり、そのような問題もなく子どもの行き帰りの安全確保の面でも整備がしやすい。

○委員

- ・将来的にはどの自治体でも保育園やこども園等は定員割れをすることが予想されており、他の目的に使う動きのための自治体ごとの方針に関する調査を行っているという話を聞いている。すぐに結論が出る話ではないと思う。

○委員

- ・学童保育人数の増加は高学年が目立つ。進級につれ体格も良くなるため、今のガイドライン基準の面積で良いのか。高学年は学校が終わって学童にくるのは16時を回る。学童を利用する時間は延長が無ければ17時までという状況。習い事等もあるなかで、高学年は自立していく方法が必要。
- ・保育所は朝7時から開いているところもあり、学童も同じ時間から開けてほしいという要望を受けるが、そのような制度の拡充が子どもの自立につながるのかは疑問。自立するためにどう支援していくのかという観点も重要。
- ・学童の場所の確保は神戸市で空き地に建物を建てたり、学校内にコーナーを整備したりと大変な状況。文部科学省からの通知でここ数年は学校の対応が変わり、協力的になっている印象を受ける。

○委員

- ・ガイドライン基準について、保育所では年齢が低いほど面積が広い基準となっている。学童保育は、保育所等のように昼寝があるわけでもないのに、遊び場所や荷物が置いて勉強スペースがあれば良いので、体格が良くなったことを理由に面積を広くする必要性はあまり感じない。
- ・こども園や幼稚園等の施設で学童を受け入れているところや、こども園と児童館が併設のところもあり、一体的な保育が行われて手厚いということも分かるが、空いたスペースではこども誰でも通園制度をモデル的に取り組む動きもある中で、そのスペースを学童保育のために活用するのはまだ先の話と考える。
- ・学童数の今後の推移は、推計人口が減っていくが、登録率や継続率の伸び率を加味すると、利用需要が今後も増えていくということか。

●事務局

- ・今後5年間の利用需要は伸びていく見込みで考えている。

●事務局

- ・保育所の利用需要のピークは令和4年度で現在は横ばいに転じている。これから

その子ども達が学童の年齢になるため、この先5年間は増えると考え。保育ニーズが横ばいの影響により、今後学童についても同様の動きをするのか、小学校就学時に就労開始をすることで、保育所の利用需要とは違う動きをするのかの推移は見ていく必要がある。

○委員

- ・学童が今後も増加する見込みから、こども家庭庁と文部科学省の連名による通知もあり、国でも連携がとられていることから、神戸市においても教育委員会と連携を取りながら場所の確保を進めてほしい。

○委員

- ・高学年になると留守番が出来るようになる、塾に行くから学童は利用しないという発想ではなく、学童保育が生活の一部として安全安心に時間を過ごせる場であることが、高学年の継続が増えている理由と考える。
- ・学童保育の利用需要の増加に対応するため、空き教室の利用等に関する今後の見込みについてはどのように考えているのか。

●事務局

- ・拡張の必要が生じているところは、学校内の施設の利用を第一に学校と協議をしており、難しい場合は別の方策を検討する方向で考えている。

○委員

- ・地域によるが、児童館やのびのびひろばを含めて、学校施設を利用する場合、ハードルが高いところもある。子どもの遊び場が公園は飽和状態のため、運動場を使いたいと5年以上要望しているが、学校開放に言ってほしいと言われる等、システムの的に簡単に借りられない仕組みとなっているように感じる。

○委員

- ・自身が運営しているのびのびひろばに限って言えば、開放とは関係なく学校の高学年用の図書室で実施し、学校から運動場についても使用許可が下りていることから、制約は感じていない。

●事務局

- ・学童やのびのびひろばは、学校開放ではなく、教育委員会と連携して学校教育の施設を借りる許可を得ている。のびのびひろば週2日程度の実施のため、学校の図書室や多目的室を使用しているが、学童保育の時間は放課後から夕方まで毎日のため、空き教室が必要で学校とのやり取りで使用できる部屋が決まる。

○委員

- ・学童で過密状態の児童館では、地域福祉センターも使用して実施している。そのような場所は学校の空き教室もない状況と思われる。

- ・ 在住地域で学童施設の行先は変わる。学校内の学童施設を希望する保護者も多い中で、保護者や、学校、地域の理解を得ながら整備を行うことが過密解消には必要と考える。

●事務局

- ・ 令和6年度の小学1年生の学童登録率は49.31%。図書室を借りたり、学校開放委員会に依頼したり、地域福祉センターを借りたりと出来ることはやってきた。急激な増加に対応するため知恵を出し合い考える必要があるが、それでも学校を半分作るぐらい？の勢いで場所の確保が必要なのが学童保育の現状である。

○委員

- ・ 資料5の量の見込みの2ページの一番下の参考について、進級するごとに学童保育人数が減っていくことになっているが、この見込みは正しいのか。
- ・ 地域毎に予測を立てる場合、どのような単位で立てるのか。

●事務局

- ・ 学年が上がると退会していくため、進級時に減るのは正しい。ただ、新1年生に関しては、登録率の伸びを加味すると微増の推計となっている。

●事務局

- ・ 小学校区毎で考えている。時間はかかるが細かく見たい。

○委員

- ・ 学童保育について1年生の登録率が約49%とのことだが、全学年では何%になっているのか。ある学童保育施設では児童数800人に対して150人と約20%程度と聞いた。市全体ではどの程度なのか知りたい。
- ・ 登録率は実際に利用している数によるものだが、学童に行かせたいけど過密で行きにくいということも有ると思う。過密で入れないというところもあるのでは。

●事務局

- ・ 登録率は全学年で27.2%。低学年は43%で高学年は12.5%。

●事務局

- ・ 希望した方は全員受け入れるため、本市では定員を設けていない。過密となると部屋を用意するという繰り返しで場所の確保を行っている。いかに広げていくかという方法が大事。

○委員

- ・ 東灘エリアや舞多聞エリア等は、コーナーの設置や増設を行っているところがあると思うが、いずれ生徒数や学童が減ってきて学校内で場所を確保できるようになった場合、校庭に建設しているコーナーをどうしていくのか。

●事務局

- ・状況に応じた協議が必要と考える。撤去以外にも学校として有効活用するということも考えられる。

●事務局

- ・公園に建設しているところは、地域の理解を得たうえで一時的に仮設として利用させてもらっているため、撤去が前提となると考えるが、地域で使うという意向があれば残す可能性もある。

○委員

- ・実施場所が増えた場合、職員配置も増える。少人数でもコーナーが増えると40人に2名配置で1名は有資格者という配置基準であるが確保に苦慮している声も聞く。職員定着や新規採用のため、保育士のように広告等でPRしてもらえると助かる。

【神戸っ子のびのびひろばの実施状況】

●事務局

資料6により説明。（省略）

○委員

- ・毎日実施している学童保育と週2日程度ののびのびひろばの交流とはどのようなことを指しているのか。

●事務局

- ・のびのびひろばの子どもと学童保育の子どもがクリスマス会等のイベントを一緒にすることが交流の一つである。日常的な交流では、のびのびひろばに16時半まで行き、その後に学童保育に行くということもあるが、実現が出来ていないところもある。学童保育を利用する友達関係とのびのびひろばを利用する友達関係は違うため、週に1回はのびのびひろばの友達と過ごし、その後に学童の友達と過ごしたいというニーズや働いている家庭からのニーズもあり、子ども達の選択肢を増やしたいと考えてはいる。
- ・学校によってニーズは異なり、20～30人程度の受入れのところもあれば、100人を超えて受け入れているところもある。出来る限り受け入れるようにしているが、1、2年生だけで100人近くのところもあるため、場所によっては1、2年生のみ実施しているところもある。

○委員

- ・過去には学童の受入れは低学年までであったため、のびのびひろばの受入れは高学年のみとしているところもある。学童が全学年対象となってから、のびのびひろばの人数が減ったという声は特に聞いていない。

- ・のびのびひろばは登録数に対して来るのは半数程度。登録のみで一度も来なかったというケースもあり自由に過ごすことが出来る。学童に登録しているのびのびひろばがある日はのびのびひろばに参加し、そのまま学童には行かずに家に帰るとというのが一般的な様子。

○委員

- ・のびのびひろばと学童保育を一緒に運営しているところは、人件費はどのようになっているのか。地域ボランティアが運営しているところと同じ金額なのか。
- ・のびのびひろばを地域ボランティアで運営しているところでは、ボランティアの運営に参加できない家庭の子は登録できないというところがあると聞いたことがある。
- ・高学年は特に世界を広げる必要がある。児童館においても家と同様に、カバンを置いて友達と遊びに行ってくるというシステムを導入する必要があると考えており、のびのびひろばと協働することは大事。
- ・ただ、その担い手を確保するためには負担を減らすことやその費用についても当然関係してくると考える。

○委員

- ・のびのびひろばについて、過去に児童館で一体的に運用できないかの提案が神戸市からあった。当時のボランティアの謝金は800円程であったと記憶している。
- ・次期計画を検討するにあたり、のびのびひろばの実施については学童保育との連携という記載もあることから、児童館がのびのびひろばを運営することについて、神戸市は推奨しているという認識で良いか。

●事務局

- ・過去には推奨していく話もあったが、年数が経ち、5年間で一体的に運用してもらっているところの数の増加は2箇所のみということで進んでいない状況。改めてこの場で議論することも有りうると考えている。
- ・また、のびのびひろばは文部科学省の方針のもと開始した事業である。謝金はのびのびひろばのみ運用しており、週1日もしくは2日の場合は、時間あたり500円。児童館が一体的に運用し学童と同様にほぼ毎日のびのびひろばを実施している場合、時給は1,200円弱となっている。仮に一体的ではなく、地域でほぼ毎日実施している場合でも同様の金額を謝金として支払っている。

○委員

- ・学童とのびのびひろばの差別化が難しい。一体的に運用する場合、のびのびひろばに力を入れて学童の登録が減ると、事業者としては困る部分もある。のびのびひろばは5年前と同じ方がボランティアで実施しているところもあり、高齢化で

運営がしんどいという声も聞く。

- ・ 一体的運用を進めるための妥協案として、ほぼ毎日のびのびひろばを実施するという要件を緩和すれば、手を挙げる事業者が増えるのではないかと考える。

○委員

- ・ 宝塚で児童館長をしていた時、放課後子ども教室について地域ボランティアが根付きにくい等の状況のなかでも事業を継続する必要があったため、宝塚市から児童館の中で一体的運用の話があったが、事業に対する運営費が十分に貰えないことから、週1日もしくは2日程度、イベント型という形式で、出前児童館として職員を派遣する形とした。出前児童館事業には市からの補助もあった。
- ・ 地域がメインで運営はしんどいが、出前児童館として市からの補助をもらえるという児童館側にとってのプラス面、それに協力する形であれば負担も軽減出来るという地域ボランティアのプラス面があったことから、当時うまく連携できたが、現状は宝塚市でも放課後子ども教室の数が減少していることからどこも継続については、苦慮している。
- ・ お互いプラスになることを組み合わせて新たな提案が出来ればよいと思う。

【学童保育の質の確保に係る取り組みについて】

●事務局

資料7により説明。（省略）

○委員

- ・ 日本版DBSの犯罪歴等は正式にはどこまでの情報が閲覧できるのか。特に該当者の資格の有無に関わらず全ての性犯罪歴がある人の閲覧ができるという理解で良いか。
- ・ 現時点では、閲覧に関して児童館、学童保育施設では登録が出来ない状況だが、システムの内容は誰でも登録すれば見られるようになるのか。

●事務局

- ・ 正式に国において法案自体が出ていないため、現時点で確定的なことは言えないが、刑法や児童ポルノ禁止法の痴漢や盗撮等の条例違反も対象となる方向で法令が検討されている。
- ・ 有資格者に限らず、学童保育で働く職員は全て確認していく案で示している。

●事務局

- ・ 日本版DBSは雇用する際に性犯罪歴があるかどうかを確認するもの。仮に性犯罪歴があれば、該当者に通知が届く仕組み。雇用前なら開示されたくなければ辞退

するという人も一定出てくることや、雇用済であれば子どもと直接関わらない仕事に配置替えということも有ると考える。学校や保育所は確認を義務とされているが、学童保育においてもガイドラインを改正する等してDBSに対応してはどうかということ資料に記載している。

- ・保育士については、保育士の登録が都道府県に登録するという事務があるため、そこで分かるが、DBSについては別のデータベースを構築するイメージ。
- ・DBSの情報はセンシティブな内容のため、限られた人しか見られないようセキュリティが設けられた運用が行われると考える。

●事務局

- ・国に対して自治体で学童保育や児童館で導入するという検討を行い、国に申請を行い、最終的には国が認定して義務化されるようなイメージ。国で性犯罪歴の照会期間等を議論しているところ。運用は令和8年度という報道もされているため、状況を見ながら対応していく。

○委員

- ・資料7の5ページの夏休みのみ学童受入れの他都市の状況として、全児童対策と学童保育で各都市分かれているが、どういうことか。

●事務局

- ・全児童対策は、放課後子ども教室をメインとし、17時以降に学童保育を付加する事業を、行政が進めていることを意味している。

○委員

- ・夏休みの学童受入れについて、神戸市でも令和6年度から一部の施設で実施されるということだが、夏休みのみ受け入れることについての課題感は何か。

●事務局

- ・令和6年度は施設の広さ等に余裕があるところで一部受け入れを開始する。午前中に就労している家庭もあることから、これまでも学校が開いていない夏休み期間中のみの学童ニーズはあった。実施に関する課題はやりながら検証したい。

○委員

- ・夏休みからスタートする子ども達と4月から来ている子ども達が馴染めるのか、職員が子ども達を短期間で理解して接することが出来るのかという不安はあると思う。また夏休みのみ受入れ人数が増えるため、短期間の職員確保の課題もある。ただニーズがあることは理解しているため、今年度実施した結果を見て次年度以降の体制を整える必要があると考える。

○委員

- ・長期休業中の昼食提供は、施設ごとで弁当を希望する人のみに実施する形である

が、個別対応は大変であることから、アレルギーで難しい児童のみ持参にし、原則、全児童が弁当を買うという形にした方が施設としてはやりやすい。

- ・夏休みで朝から1日中子どもがおり、お弁当の保管場所の確保等も難しいなかで、実施している施設はどのように行っているのか教えてほしい。
- ・警報時の受け入れは、職員配置の特性上、正規や常勤職員が少ないのが課題。保育園は朝7時から子どもを預かる等、職員も朝から来ているため対応はできるが、警報で学校が休みのため、午後出勤予定のパートにも声をかけて、朝から児童館で学童を実施というのは、職員配置や児童及び出勤する職員の安全の確保ができないため難しいと考える。常勤職員の雇用の拡大が必須。

●事務局

- ・長期休業中の昼食提供は、施設としては弁当形式で子ども達に配るやり方が導入しやすいという状況だが、一部施設では給食形式で提供している施設もある。その施設は職員2名程度で、給食を配膳している状況。子ども達のためにやりがいをもって実施されている。
- ・夏休み期間は開始から終了まで継続してというわけではなく、2、3週間程度という期間限定で給食を作り、連日提供しているところや、民設の学童施設は夏休みを通じて実施しているところもある。

○委員

- ・自身の法人では公設と民設学童の両方を運営している。民設は給食をすることを前提に利用定員を設けて運営を開始。金額も公設に比べて高めに設定していたが、公設を運営する場合は利用者料金が同額となるよう市から補助金が出ている。
- ・給食実施にあたっては、職員配置と衛生面が課題であると考えている。
- ・公設でもニーズに対応するために弁当方式により実施したことはあるが、当日に学童を急遽欠席する等で料金の問題やその回収の方法等が課題となり、結局注文者は職員のみとなったことからやめたという経緯がある。
- ・PTAをやっていた時、中学校での弁当方式による給食提供についても、子ども達の好みの弁当ではないため、注文しているのは職員のみという結果もあったことから、子ども達の好みという面でも難しさがある。
- ・親と弁当配送業者がスマホでやりとりし、施設を介さずに料金徴収が可能で、アレルギー対策も出来るという弁当配送事業者の売り込みもある。
- ・スタッフの手間を考えると、弁当を子ども達に配る方法が良いと考える。
- ・業者によって夏休み期間は実施しない、人材確保が難しいため出来ないという状況のなかで、給食センターを活用した方法は、学校給食のように学童児童全員に実施するという方針であれば、学校給食と同様に子ども達を配膳係にするという

方法もあると思う。

- ・ 警報については、神戸市は大雨で学校は休みになるが、他都市は大雨では休まないところもある。民間学童を運営する中で、台風で施設を開けようとする、職員を出勤させることがとても不安。神戸市職員は、公職の責務として出勤されるが、民間でそれを行うとなると、万が一の補償や怪我が危惧されるため、保護者には警報時には閉めることを説明した。最近は電車も計画運休している。

○委員

- ・ 昼食提供について垂水区で給食センターの活用を開始した場合、それをモデルケースとして様子を見てから決める方法もあると思うがどのような見立てか。

●事務局

- ・ 垂水区の給食センターは生産能力的に全市に展開できるものではなく、垂水区と須磨区エリアを中心に考えているセンターである。夏休み期間中は、中学校給食の提供もないため、自主事業として、垂水区内の近場の学童保育施設に配食サービスを提供するものである。
- ・ 実施については、区内の学童保育施設や児童館等を給食事業者とともに回り、ヒアリング等もしているが、配膳を職員がするのは負担という声も聞いている。給食と同様に子ども達が配膳することもお願いしているが、安全面等の様々な課題があると話す施設もあることから、どのように行っていくのかを事業者と施設と話していきたい。

○委員

- ・ おやつ提供は、運営側としてはアレルギー対応や賞味期限の管理が大変。二重チェックをする等対策をしているが、職員の負担が大きいのが事実。該当する児童のアレルギー食品の入っているおやつは、他の児童も含めて一切提供しないとすると、管理面で負担軽減となるかもしれないが、そのおやつを食べたい他の子ども達のこと考えると何とも言えない。
- ・ アレルギーがある子どもは自身で持参をしてもらい、費用は取らないという方法もある。
- ・ 出席率が低い児童から、おやつ代を返して欲しいという直接の話は聞いたことはないが、神戸市にはそういった意見が届いているのだと思う。

○委員

- ・ 京都の児童館は、事前におやつメニューを保護者に渡して、アレルギー対策として日によっては、おやつは持参してもらっている。アレルギー対応が必要な子ども専用の引き出しを事務室に用意し、事前におやつを預かっておき、そこから出して渡す方法等を取っている。

- ・そのやり方は職員の管理面で負担になっているところもあり、預かっているおやつを無くしてしまったということもあるが、おやつは子どもが皆で食べて楽しむ時間に繋がっていることに違いはない。

【その他】

○委員

- ・DBSについて児童館や学童保育でも導入することが、子ども達や保護者にとって、より安全で安心な居場所となれることに繋がると考える。

○委員

- ・資料3の利用希望把握調査の回収率について、前回と比較して今回は低い。回収率を上げる方法は何かないか。近年の回収率は大体この程度のものか。

○委員

- ・国の名前で委託会社、調査会社を通じて、保育所に関するアンケートを全国に行った調査は回収率が90%を超えるようなものもあった。昔ほど回収率が5割を超えるようなものは少なくなっており、一般的にはこれぐらいの回収率。

第1回 放課後子ども総合プラン推進委員会 委員追加意見要旨

- 学童保育の需要増に伴う実施場所の確保は、地域による違いも考慮が必要。需要増が顕著な地域は、学校内に余裕教室があるのか。一時的な臨時措置での実施拡大について、環境配慮などが十分にされるのか。拡大にあたっては、学童保育指導員の確保も必要。
- 放課後児童対策パッケージに盛り込まれている放課後児童クラブを運営する人材確保をどのように実現していくのが課題。安定的な人材確保のために処遇改善が必要であり、人数の確保に加えて質の向上も求められており、拡大と充実の両面を実現する必要がある。
- 学童保育とのびのびひろばの一体的運営は課題を具体的に検証することが必要。
- 学童保育の果たす役割についての利用者、地域住民への周知の推進として、入会条件や学童保育の目的を示し、学童保育の本来的機能を示す必要がある。
- 学童保育等における児童の自主性、社会性等の向上の取り組みとして、子どもが意見を言える場、聞く場が必要。子どもの意見の引き出し方・反映の仕方等を学べる研修があると良い。
- 学童コーナーにおいても様々な独自の取り組みを行っているところもあることから、児童館で今年度より実施しているインセンティブ制度を導入してはどうか。
- 学校施設の活用について、管理運営上の責任体制の明確化が必須。学童への参加児童が怪我等をした場合の対応において、「教師の新たな負担とならないよう」と記載されているように利用施設の養護教諭頼みとならない仕組みが必要。
- 警報時の受け入れは、学級閉鎖時も同様。学級閉鎖は急遽その日に決定し、保護者は仕事に出てから知る。学校は、その日どのように普段学童保育を利用している子どもを帰宅させるのか、保護者が迎えに来るまで学校に残しておくのかを一家庭ずつ確認の連絡をしている。慌てて対応する保護者の様子を鑑みると、当日に限って、学童受入れを行い、翌日からは不可という運用が出来ればと考える。